

# 石垣市公設市場指定管理仕様書

石垣市公設市場の指定管理者が行う管理業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

## 1 趣 旨

本仕様書は、石垣市公設市場条例（以下「条例」という。）に基づき、石垣市公設市場（以下「公設市場」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定める。

## 2 公設市場の管理に関する基本的な考え方

指定管理者は、公設市場を管理運営するに当たり、次の各号に沿って管理運営を行う。

- (1) 公設市場は、食料品及び特産品等の適正な販売並びに中心市街地の活性化を図ることに基づき管理運営を行う。
- (2) 効率的、効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (3) 個人情報適切な管理を行うこと。
- (4) 地域住民や利用者の意見・要望を管理運営に反映させること。

## 3 施設の概要

- (1) 名 称：石垣市公設市場
- (2) 位 置：石垣市字大川 2 0 8 番地
- (3) 構 造：半地下タイプ地上 2 階建て
- (4) 敷地面積：1,272 m<sup>2</sup>
- (5) 建築面積：1,016 m<sup>2</sup>
- (6) 延床面積：2,848 m<sup>2</sup>

## 4 営業日

1 月 4 日から 1 2 月 3 1 日まで（ただし、毎月第 2、第 4 日曜日は休業日とする。）

## 5 開館時間

午前 9 時から午後 9 時まで

## 6 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日（5 か年）

## 7 法令等の順守

公設市場の管理に当たっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 石垣市公設市場条例
- (3) 石垣市公設市場条例施行規則

## 8 指定管理者の業務等

公設市場の管理運営は、次の各号の業務を遂行する。なお、業務区分及びリスクが生じた場合の負担区分については、募集要項の別表 1、別表 2 のとおりとする。

- (1) 公設市場の設置目的を達成する業務
- (2) 公設市場の利用許可等に関する業務
- (3) 公設市場の附属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (4) 公設市場の防災計画策定等に関する業務
- (5) 石垣市商工振興課が管理上必要と認める業務

## 9 管理経費等について

公設市場の管理経費は、利用料金収入、石垣市商工振興課からの指定管理料及びその他収入による独立採算を基本とする。

### (1) 収入について

ア 条例第14条に規定する利用料金は、指定管理者の収入とする。

イ 公設市場の管理経費に相当する金額を指定管理料として支払う。ただし、当該年度の予算額を限度とする。

ウ 指定管理者の企画による販売その他の事業収入は、指定管理者の収入とする。

### (2) 支出について

ア 公設市場の管理に必要なすべての経費は、利用料金、指定管理料、その他収入をもって充てる。

イ 大規模修繕及び基幹改良に必要な経費は、管理経費に含まれないものとする。

ウ 指定管理者は、会計年度終了後30日以内に事業の報告を行う。

エ 石垣市商工振興課は、必要に応じて管理の状況を検査することができる。

オ 指定管理料は、分割払いとする。

## 10 利用料収支状況の報告

利用料の収支状況の報告を義務とする。

## 11 管理運営状況の報告

管理運営に関する業務の実績状況の報告を義務とする。

## 12 利用状況の報告

利用状況の報告を義務とする。

## 13 物品等の帰属

(1) 指定管理者が、指定期間中に公設市場の管理に必要な物品等を管理経費から購入した場合は、指定管理者の所有に帰属する。

(2) 指定管理者は、石垣市商工振興課の所有に属する備品については、「石垣市物品管理規則」に定める台帳等を備えてその保管にかかる物品を整理しなければならない。

## 14 その他

その他この仕様書に記載のない事項については、石垣市商工振興課と協議する。